

美里町ミムリン健幸×コミュニティ創出事業業務委託仕様書

1. 委託業務名

美里町ミムリン健幸×コミュニティ創出事業業務委託

2. 委託の目的

美里町では町民の健康度向上に向けた取組みとして、ミムリン健幸ポイント事業を中心にさまざまな事業を実施しているが、未だ参加割合は人口の3割であり、まち全体の医療費・介護給付費抑制・町民の健康度向上に向けて、残り7割の取込みが必要である。

これまで実施してきたミムリン健幸ポイント事業参加者からのアンケート結果から参加のきっかけのほとんどが、家族や友人からの「ロコミ」であったこと、継続的な運動習慣を身につけるためには、運動をする目的が明確であったり、活動する仲間の存在や楽しさが必要であることがわかったため、本事業については「楽しさ」を感じられる事業を展開し、健康づくりを行う住民を増やすとともに、継続的な健康づくりの場を提供することで、ヘルスリテラシー向上及び行動変容を促すことを目的とする。

3. 履行期間

契約締結日から令和8年3月27日まで

4. 業務内容

目的を達成するための主な業務内容は以下のとおりとする。

- (1) 健康づくり事業参加のきっかけづくりとして「楽しさ」を感じることができる事業の企画、運営業務

個人、友達同士、親子3世代などさまざまな形で参加できるイベントとすること。また、本イベントをきっかけに本事業への継続的な参加に繋がるような内容とすること。

ア 時期 令和7年10月5日（日）

イ 対象 18歳以上の町民

ウ 内容 幅広い世代の方が興味・関心を持ち参加を促す内容とすること。

エ 会場 美里町遺跡の森総合公園

- (2) 子育て世代に向けた健康づくり事業の企画、運営業務

子育てに要する時間が多く自身に使える時間が少ない方に向けて、運動の機会を創出し、継続的な事業への参加が期待できる内容とすること。

ア 時期 令和7年9月～3月

- イ 対象 18歳以上の町民（主に子育て世代）
- ウ 頻度 月1～2回程度
- エ 内容 多くの参加が見込める楽しさを演出した内容とするとともに、一部、運動・健康に関する要素を取り込むこと。
- オ 場所 美里町内

（3）各種教室の企画、運營業務

上記事業終了後、継続的な参加の場の提供及びヘルスリテラシー向上に向けた事業とすること。

- ア 時期 10月～3月
- イ 対象 18歳以上の町民
- ウ 教室数 5コース程度
- エ 頻度 月1～4回程度
- オ 内容 「楽しさ」を演出し、継続的な参加が促せる内容とすること。また、運動だけでなく、住民が興味・関心が高い内容とし、事業終了後も自主グループ化が見込める内容とすること。
- カ 場所 美里町内の公共施設

（4）コミュニティグループで参加できる事業の企画、運營業務

- ア 時期 2月～3月
- イ 回数 1回
- ウ 対象 18歳以上の町民
- エ 内容 上記（3）で組成された自主グループだけでなく、多くの方が参加できる内容とし、他者との関わりに楽しさを感じることができ、事業終了後も継続した取り組みを促せる内容であること。
- オ 場所 美里町内の公共施設

（5）自主グループ化に向けた事業の企画、運營業務

上記（3）、（4）の取り組みを自主グループ化に促すためのワークショップや研修会を実施すること。

- ア 時期 10月～3月
- イ 回数 5回程度
- ウ 内容 自主グループ組成に向けて各教室等で中心となりうる参加者や指導者に向けたワークショップや研修会をすること。

（6）事業の周知・宣伝業務

本事業の周知を以下のように実施する。

- ① チラシの作成

上記事業を周知する際には必要に応じて事業案内チラシをするものとする。なお、チラシを作成する際は、以下のとおり留意するものとする。

- | | |
|--------|-------------------------|
| ア 用紙規格 | A 4 版両面印刷または A 3 版両面印刷 |
| イ 色数 | 4 色印刷（フルカラー） |
| ウ 必要部数 | 各 4, 0 0 0 部程度 |
| エ 内容 | 契約締結後、町と受注者にて協議するものとする。 |

② その他の周知

上記のほか、町では、ホームページの掲載や公式 SNS 等での広報を実施する予定である。事業者においても参加者を確保するための各種媒体を活用した効果的な広報宣伝を行うこと。

5. 安全対策

(1) 急病等への対応

受注者は、受講者の急な病気、けが等に対応できるよう、マニュアルを作成するとともに、AED についてその取り扱いを習熟するほか、緊急時には的確な対応を行うこと。また、利用者、来場者等に重大な事故が起こった場合は、直ちに町にその旨を連絡すること。

(2) 緊急時の対応

受注者は、災害等緊急時の避難、誘導、安全確保及び必要な通報等についてのマニュアルを作成し、緊急事態の発生時には的確に対応すること。

また、警察、消防等に要請するような緊急事態が発生した場合は、直ちに町にその旨を連絡すること。

(3) 悪天候等の対応

天災（台風）等により実施についての判断が必要な場合は、受注者は町と協議の上、教室実施の可否を判断すること。

(4) その他

不可抗力の事態（新型コロナウイルス等の発生）が発生した場合は、町の実施可否の判断に従うこと。

6. 提出書類等

受注者は、検査に合格したときは、遅延なく以下に定める成果品を町に提出すること。

(1) 業務報告書（各種事業の内容や受講者数等をまとめたもの） 1 部

(2) その他、町が指定する書類

※電子媒体により提供できるものを併せて提出すること。

7. 個人情報保護

受注者は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護を図るとともに、その取扱いについては法令等を遵守して、個人情報に関する書類の紛失や盗難等、情報の管理には十分注意すること。

8. その他

- (1) 受注者は、業務の全部を一括して、又は仕様書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならないこと。また、受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、町の書面による承認を得ること。この場合において、町は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができること。
- (2) この仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、町と受注者が必要に応じて協議の上、決定すること。